

困ったときに役立つ 用地事務マニュアル テキスト編 第5版 正誤表

誤 P154 はじめに>この章での略記について>上から3行目

1 不動産登記の基礎

はじめに

道路等を新設した場合や拡張した為に計画された土地を取得したときには、速やかに法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局またはこれらの出張所(登記所という)に対し、所有者を変更する所有権移転登記(トンネル等所有権以外の地上権等の権利を取得した場合はその設定の登記)を嘱託する必要があります。

この章では、登記とはどのようなものなのかを示し、登記の基礎を解説します。

この章での略記について

この章では、「不動産登記法」を「不登法」、「不動産登記規則」を「不登規」、「不動産登記事務取扱手続準則」を「準則」、「民法」を「氏」と表示しています。

(例) 「不登法20」⇒「不動産登記法第20条」



正 P154 はじめに>この章での略記について>上から3行目

1 不動産登記の基礎

はじめに

道路等を新設した場合や拡張した為に計画された土地を取得したときには、速やかに法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局またはこれらの出張所(登記所という)に対し、所有者を変更する所有権移転登記(トンネル等所有権以外の地上権等の権利を取得した場合はその設定の登記)を嘱託する必要があります。

この章では、登記とはどのようなものなのかを示し、登記の基礎を解説します。

この章での略記について

この章では、「不動産登記法」を「不登法」、「不動産登記規則」を「不登規」、「不動産登記事務取扱手続準則」を「準則」、「民法」を「民」と表示しています。

(例) 「不登法20」⇒「不動産登記法第20条」